

平成31年度 部活動に係る活動方針及び指導計画

1 指導目的

- (1) 生徒が自主的・自発的に自分の興味・関心に基づいて活動することにより、個性の伸長を図り自主性・社会性とともな健全な身体と強い意志を養う。
- (2) 教師と生徒及び生徒同士の人間的ふれあいを基盤とし、互いに協力し、ともに磨き合うことによって困難を乗り越えようとするたくましい心を育てる。

2 部活動に係る活動方針

宮城県教育委員会及び登米市教育委員会が策定した「部活動での指導ガイドライン」並びに「部活動指導に関する基本方針」を基に、校長が策定する以下の「部活動に係る活動方針」に則り活動を行う。

(1) 適切な休養日及び活動時間等の設定

① 学期中の休養日の設定

- ・週当たり2日以上 of 休養日を設ける。平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日（以下「週末」という。）は少なくとも1日以上を休養日とする。
- ・週末に大会等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。

② 長期休業中の休養日の設定

- ・学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。
- ・また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

③ 1日の活動時間

- ・長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

④ 朝練習

- ・朝練習については、原則禁止とする。
- ・ただし、大会やコンクール等の前など特別な事情があり、校長が認めた場合のみ限定的に可能とし、最大3週間程度とする。その場合も学習が始まる前の時間帯であることを考慮した内容や強度となるよう計画する。

※「ハイシーズン」の設定について

- 年間を通して様々な大会があるが、中総体や新人大会、東北・全国大会、各種コンクールなど目標とする大会で力を発揮するためには技能を強化する時期が必要であり、上記の基準だけでは生徒・保護者のニーズに答えられない現状がある。

したがって、このような時期は、「ハイシーズン」として活動日を増やし、その分、それ以外の時期に休養日を十分確保し、生徒の身体的な疲労やバーンアウト（燃え尽き）を防止するとともに、部活動に対する意欲の維持、向上に努めることが大切である。

その際には、恒常的にハイシーズンとならないように、生徒の教育上の意義、生徒及び顧問の負担軽減の観点から、参加する大会、コンクール等を精査する。

(2) 活動計画の作成

- ① 顧問は「学校の部活動に係る活動方針」を踏まえ、年間を見通した活動計画（別紙1）を4月中旬までに作成し、年間の休養日を確保するとともに、保護者・外部指導者等に説明し、理解を求める。

- ② 活動計画を作成するにあたっては、効果的・効率的な活動となるよう内容を精選するとともに、学校行事や学習への影響を考慮する。

- ③ 顧問は、毎月の活動計画及び活動実績（別紙2）を作成（計画：前月末、実績：当月末まで）し、校長に提出する。

(3) 運営の基本方針

- ① すべての生徒がいずれかの部に所属して活動する（全員参加制）。
- ② 活動期間は通年とする。
- ③ 定められた活動時間を守り、下校時刻を厳守する。
- ④ 学校長の許可を得て、地域の適切な指導者（外部コーチ）の協力を得ることができる。
- ⑤ 本年度設置する部は以下の通りである。
 - ・運動部：野球（男女）、陸上競技（男女）、ソフトボール（女）、剣道（男女）、柔道（男女）、バスケットボール（男女）、バレーボール（女）、バドミントン（男）、卓球（男）、ソフトテニス（女）
 - ・文化部：吹奏楽、美術 ・特設部：水泳、駅伝
- ⑥ 生徒数・教職員数の減少に伴い、必要に応じて部活動の精選を継続する。
 - ※ 部活動数の調整に係る規定参照

(4) 活動及び活動時間

- ① 下校時間について
 - ・部活動終了後の完全下校時刻は以下の通りとする。ただし、日没や気象条件、あるいは学校行事や生徒の健康状態などに応じて時間を変更することもある。
 - ・下校指導については、顧問全員で行うものとする。

月	4	5～市中総体	市中総体～9	10	11	12～1	2	3
時刻	18:00	18:30	18:00	17:30	17:00	16:30	17:00	17:30

- ② 時間外活動について
 - ・活動の際には顧問が必ず付くようにする。
 - ・休日における活動は、午前または午後のいずれかとし、原則として 9:00～16:00 の間で行うものとする。その際、活動時間を厳守すること。ただし、各種大会や練習試合はこの限りではない。
 - ・冬季に完全下校時刻を越えて活動時間の延長を行う場合は最長で 18:00 までとする。
 - ・朝練習については、7:20～7:50 までとする。
 - ・延長及び朝練習の手続きについては、事前に「保護者宛文書（任意形式）」を起案すること。その後、「承諾書（様式 6 または、様式 7）」と参加生徒名簿（任意様式）」を添えて、「部活動延長願（様式 4）」または、「朝練習願（様式 5）」を提出し、学校長の許可を得なければならない。ただし、大会が近いなどの理由がなければ認められない。（大会の 3 週間前から可能）。また、生徒の体調や家庭の状況を考慮した無理のない計画を立て、あらかじめ保護者に説明すること。
- ③ 対外試合については、事前に「参加計画書（任意様式，要項含む）」を学校長に提出し、許可を得なければならない。
- ④ 活動が中止となる期間
 - ・定期テスト期間：テスト開始の 5 日前からとする。
 - ・生徒の健康状態や気象条件によって、中止期間を設けることもできる。
- ⑤ 生徒会活動や学級活動との関連
 - ・生徒会活動や学級活動との両立を図れるように配慮する。
- ⑥ 強化期間の設定
 - ・市中総体及び市新人大会前に強化期間を設定する。その期間についてはおおむね 1 ヶ月程度とし、職員会議で決定する。
- ⑦ 長期休業中の部活動について
 - ・休業前に活動希望調整を行い、活動予定表を作成する。

(5) 入部について

- ① 新入生は、部活動を見学した上で入部希望調査（様式 3-1）を行う。その後、仮入部とし部活動に参加する。仮入部期間の下校は 17:00 とする。
- ② 部活動集会後、部活動計画書（様式 1）及び部員名簿（様式 2）を提出し、正式加入とする。
- ③ 2・3 年生は、4 月に部活動所属確認書（様式 3-2）を提出する。

(6) 所属の変更

- ① 正当な理由がなければ転部を認めない。転部を希望する場合には所定の手続き（転部届の提出：様式8）を行うこと。
- ② 新入生の所属については活動への適性を見るため、1学期間流動的に行う。

(7) 部長会

- ① 各部の部長と生徒会本部役員で構成する。部活動の自治化・活性化に関する話し合いを行う。下校点検、部室点検については部活動委員会で立案し、実施する。

2 年間指導計画

月	活動内容	指導内容
4	○活動体制の確認、活動計画の立案 ・部集会、部活動委員会 ○部活動の選抜（1年生） ・入部希望調査の実施	○2・3年生については所属の継続を原則とする。生徒会総会に向けての準備を行う。 ○部活動についての目的など十分に事前指導を行う。
5	○部活動への加入（1年生）	○1年生の体力を考慮し、無理のない活動を心掛ける。
6	○市中総体への参加 ○新体制作り	○技術・体力・精神面、いずれも大会に照準を合わせて高めていく。健康的にも留意させる。 ○全体として、個人として、中総体参加について反省を行わせる。3年生が引退する部については、2年生を中心とした新体制作りに着手する。
7	○県中総体への参加 ○新体制としてのスタート	○市の代表であるという自覚を持って出場させる。 ○新体制での活動が軌道に乗るまで、より一層の積極的な指導を行う。また、夏休み中の積極的な参加も促す。
8	○東北・全国大会への参加 ○夏休み中の活動 ○駅伝大会練習への参加	○県の代表であるという自覚を持って出場させる。 ○気象条件や生徒の体調に十分配慮した活動を行う。
9	○市駅伝競走大会への参加 ○市新人大会への参加	○技術・体力・精神面、いずれも大会に照準を合わせて高めていく。健康面にも留意させる。 ○全体として、個人として、新人大会参加について反省を行わせる。これをもとに、今後の活動はどうあれば良いか考えさせる。
10 11	○秋季の活動	○新人大会などの反省・改善に基づいて活動する。目標を見失いがちになるので、適度に練習試合を組むなどの工夫を行う。 ○参加状況調査を行い、参加不十分な生徒への指導を行う。
12 1 2	○冬季の活動	○気象条件や生徒の体調に十分注意した活動を行う。また、冬休み中の積極的な活動も促す。
3	○春季の活動 ○1年間の活動の反省	○6月の中総体を意識して練習に取り組ませる。また、春休み中の積極的な活動も促す。 ○活動の結果・問題点を整理し、次年度の計画立案に生かすようにする。
年間	○技術的・体力的な面のみならず、あいさつ・礼儀・言葉遣い等の指導も行う。 ○部長会の活性化を図り、部活動の自治的活動を促す。	

3 その他

- ① 定期的に部活動への参加状況を確認し、参加不十分な生徒については担任を中心に指導を行う。